

別紙

リスク分担表（案）

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
		税制度リスク	4	本事業に直接係わる税制度・許認可の新設・変更に関するもの及びPFI事業に特定の税制度の新設及び変更	●	
			5	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
			6	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●
			許認可取得リスク	7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●
		8		許認可の遅延に関するもの（市で取得するものの以外）		●
		社会 リスク	住民対応リスク	9	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
	10			上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの）		●
	環境保全リスク		11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		12	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			13	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責によるもの	14	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			事業者の責によるもの	15	事業者の事業放棄、破綻に関するもの	
		16		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
			18	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	金利リスク		19	基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
			20	基準金利確定後の金利変動に関するもの		●
	物価変動リスク		21	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
			22	維持管理・運営期間中における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	●
	要求水準未達リスク		23	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク		24	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	入札リスク		25	入札費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク		26	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1
	資金調達リスク		27	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
			28	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
設計・建設段階	設計・調査 リスク	調査リスク	29	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
			30	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●
		設計リスク	31	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●	
			32	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●
	建設 リスク	発注者責任リスク	33	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			34	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		用地リスク	35	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			36	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	●	
			37	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）		●
		工事遅延・未完工リスク	38	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
			39	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
	工事費増大リスク	工事費増大リスク	40	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
			41	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
		工事監理リスク	42	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
			施設損傷リスク	43	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による
	什器備品等調達・納品遅延リスク	44		市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●	
45		事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●		
維持管理・運営段階	コストリスク		46	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
			47	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
	技術革新リスク		48	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
			49	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	施設瑕疵リスク		50	瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの		●
			51	瑕疵担保期間外に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの	●※2	
	施設の性能維持リスク		52	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
	施設損傷リスク		53	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
			54	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
			55	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷※3	●※3	●※3
	修繕費コストリスク		56	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク		57	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
			58	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク (需要変動リスク)		59	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
			60	児童生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△※4	●
			61	食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	●	
	異物混入リスク (食中毒リスク)		62	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
			63	学校内での配膳に関する業務(事業者が実施する学校配膳室業に起因するものを除く)における異物混入等	●	
			64	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	帰責事由による	
			65	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
			66	調理時における加熱等が不十分に起因する調達食材の異常		●
			67	調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等		●
	アレルギー対応リスク		68	・アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
69			・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●	
70			・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・アレルギー児童生徒の個人情報の流失	帰責事由による		
配送及び配膳遅延リスク		71	市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担	●		
		72	事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		●	
運搬費用増大リスク		73	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●	
食器等破損リスク		74	食器等の破損に関するもの	帰責事由による		
残渣処理リスク		75	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		●	
		76	給食センターから処理施設までの搬送	●		
		77	学校における残渣の分別	●		

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
事業終了段階	事業の中途終了リスク	78	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		79	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
	施設の性能確保リスク	80	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続きリスク	81	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1: 契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2: 当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※3: 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※4: 事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする